



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 Z O A
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 嶋 豊
(JASDAQ・コード 3375)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 伊 井 一 史
電 話 055 - 922 - 1975

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 22 日開催予定の第 25 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 事業の多様化および今後の事業の拡大に備えるため第 2 条（目的）に所要の変更ならびに追加を行なうものであります。
- (2) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことを受け、定款第 4 条（機関）につき所要の変更を行なうものであります。
- (3) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (4) その他、表現・字句の修正等を行ない、定款の整備を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 22 日

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成 19 年 6 月 22 日

以 上

「定款変更の内容」は次のとおりです。

現行定款・変更案比較表（下線部分に変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は株式会社ZOAと称し、英文では、ZOA CORPORATIONと<u>称する</u>。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～4 (条文省略)</p> <p>5. <u>通信、情報処理、制御、計測、放送、教育等に関するシステム機器、ソフトウェア、部品の製造及び販売</u></p> <p>6. 自動車・自動二輪車の新車、中古車及びそれらの<u>部用品</u>の売買・修理・整備・板金塗装業</p> <p>7～15 (条文省略)</p> <p>16. 各種物品小売業及び店舗経営に関するコンサルティング、技術援助<u>ならび</u>に投資に関する事業</p> <p>17. 流通業、小売業に関する研究、研修、広告宣伝<u>ならび</u>に印刷物の発行</p> <p>18. カタログ通信販売<u>業</u></p> <p>19. (条文省略)</p> <p>20. インターネット等の通信システムを利用した情報の収集、処理<u>ならび</u>に各種情報提供サービス業</p> <p>21～33 (条文省略)</p> <p>34. 金銭の貸付及び金銭の貸借の媒介・保証、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介並びに<u>クレジットカード業</u></p> <p>35～42 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ZOA</u>と称し、英文では、ZOA CORPORATIONと<u>表示する</u>。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～4 (現行どおり)</p> <p>5. <u>コンピュータ及び関連機器の開発、製造、販売及び賃貸並びにソフトウェアの企画、開発、設計、販売及び賃貸</u></p> <p>6. 自動車・自動二輪車の新車、中古車及びそれらの<u>物品</u>の売買・修理・整備・板金塗装業</p> <p>7～15 (現行どおり)</p> <p>16. 各種物品小売業及び店舗経営に関するコンサルティング、技術援助<u>並び</u>に投資に関する事業</p> <p>17. 流通業、小売業に関する研究、研修、広告宣伝<u>並び</u>に印刷物の発行</p> <p>18. カタログ<u>及びインターネットによる</u>通信販売</p> <p>19. (現行どおり)</p> <p>20. インターネット等の通信システムを利用した情報の収集、処理<u>並び</u>に各種情報提供サービス業</p> <p>21～33 (現状どおり)</p> <p>34. 金銭の貸付及び金銭の貸借の媒介・保証、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介並びに<u>クレジットカード業</u></p> <p>35～42 (現行どおり)</p>

(新 設)

43. 全各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡県沼津市に置く。

(機関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行なう。
但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、81,000株とする。

43. 著作権、著作隣接権、意匠権、工業所有権、商標権等の無体財産権の取得及び貸借、販売、その管理運用

44. 情報セキュリティシステムの企画、開発、設計、製作、構築、運用及び販売並びに保守

45. 電子マネー及びその他の電子的価値情報（物品、情報又はサービス等の購入、利用若しくは交換に用いることができるもの）の発行、販売及び管理

46. 経営コンサルティング業務

47. 病院、診療所並びに薬局の経営及びコンサルティング

48. 倉庫業

49. 通関業

50. 航空運送代理店業

51. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 (現行どおり)

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行なう。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法で行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 (現行どおり)

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定によって、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(株券の発行)

第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿（実質株主名簿含む。以下同じ。）株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株券の種類ならびに株主名簿及び株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることが出来る。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもつて、自己株式を取得することができる。

(株券の発行)

第8条 (現行どおり)

(株主名簿管理人)

第9条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 (現行どおり)

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

② 株主総会の招集地は、本店所在地のほか、東京都内及び大阪府内のうち当社が招集通知にて指定する場所とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令の別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(第24条から移動)

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有す

第3章 株主総会

(招集)

第12条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2. (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 (現行どおり)

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、本定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有

る株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は6名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締

する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第16条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

(議事録)

第17条 (現行どおり)

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

3. (現行どおり)

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締

役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。

(業務執行)

第21条 取締役社長は、当社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役又は常務取締役は、取締役社長の補佐としてその業務を分掌する。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(執行役員)

第22条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第24条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発す

役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第22条 (現行どおり)

(執行役員)

第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(第14条へ移動)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発す

る。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

る。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

<p>(員数)</p> <p>第 31 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 35 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し 3 日前までに発する<u>ものとする</u>。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 36 条 監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果<u>ならび</u>にその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又</p>	<p>(監査役の員数)</p> <p>第 31 条 当社の監査役は、<u>4</u> 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p><u>2.</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p><u>2.</u> (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の</u> 3 日前までに発する。ただし、緊急の<u>場合には</u>、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果<u>並び</u>にその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名</p>
---	---

は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(「中間配当金」という。)を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 前項の金銭には利息を付けない。

する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 (現行どおり)

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 (現行どおり)

(期末配当金)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息を付けない。

以上